平成２４年（フ）第２０４号
東京都墨田区京島３丁目62―21
債務者　土屋　奈美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０５号
東京都板橋区蓮沼町43―５
債務者　森　　達夫
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０６号
東京都足立区中川２丁目４―11
債務者　林　　金子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１０号
埼玉県新座市野火止８丁目11―21　高橋コーポ１号室
債務者　高橋喜代美（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１１号
東京都武蔵村山市学園４丁目11―３―13
債務者　藤城　高雪
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３６号
東京都中野区野方３丁目13―５―105
債務者　田陽　　壽
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４０号
東京都杉並区堀ノ内３丁目49―19―1001
債務者　池田　玲子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４２号
東京都小平市大沼町１丁目128―１　都営大沼町１丁目アパート16―201
債務者　申　　南澈
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４８号
東京都足立区西新井栄町１丁目１－３　第一松美荘２－２
債務者　末永　八郎
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４９号
神奈川県横浜市鶴見区本町通４丁目171―17―308
債務者　諸多　美恵
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５３号
東京都足立区加平２丁目13―18―101
債務者　大塚　文明
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５８号
東京都荒川区東日暮里６丁目41―10―301
債務者　今井　沙和
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６３号
東京都豊島区巣鴨１丁目40―９―502
債務者　池田　櫻子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６４号
東京都目黒区中央町２丁目38―７―203
債務者　大久保文子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６６号
神奈川県海老名市杉久保南３丁目６―29　第２共栄ハウス２号室
債務者　山口　文昭
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部